

第1号被保険者の保険料設定について

1. 保険料段階の設定および公費負担による負担軽減

第1号被保険者の介護保険料については、所得に応じた負担となるように、基準額を基に段階別に負担率を設定しています。また、第1段階から第3段階までの低所得者に対しては、さらに公費負担による軽減が行われています。

第8期事業計画

0.40	0.55	0.6		
第1段階	第2段階	第3段階	第9段階	第10段階
0.20	0.30	0.55	1.75	1.85
960円	1,440円	2,640円	8,400円	8,880円
	公費による負担軽減			

2. 保険料の多段化と負担軽減の継続

第9期事業計画における保険料段階については、国から保険料段階の更なる多段階化と公費による負担軽減の削減の方針が示されたことから、国の示した標準所得段階を参考に、8期事業計画における10段階から13段階にすることとします。

新設される第11段階から13段階の方については、保険料が値上がりすることとなりますが、この保険料増収分は、第1段階から第3段階の低所得者の保険料負担軽減に充てることとします。

第9期事業計画

第9期事業計画					保険料増収分			
公費削減分に充てて、軽減率を維持								
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
0.20	0.30	0.55	0.85	1.0	1.85	2.1	2.3	2.4
960円	1,440円	2,640円	4,080円	4,800円	8,880円	10,080円	11,040円	11,520円
					新設			